

平成28年3月15日 判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(ワ)第11744号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成28年1月19日

判 決

原告 [redacted]
同訴訟代理人弁護士 荒井 哲 朗
同 見 次 友 浩
東京都中央区京橋三丁目9番5号
被告 アグリ・ヴァンティアン株式会社
同代表者代表取締役 福 嶋 [redacted]
東京都 [redacted]
被告 福 嶋 [redacted]
埼玉県 [redacted]
被告 鳥 居 [redacted]
東京都 [redacted]
被告 磯 部 [redacted]
東京都 [redacted]
被告 鈴 木 [redacted]
上記5名訴訟代理人弁護士 湖 山 久

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して396万円並びにこれに対する、被告アグリ・ヴァンティアン株式会社、被告福嶋[redacted]、被告鳥居[redacted]及び被告磯部[redacted]については平成27年5月15日から、被告鈴木[redacted]については平成27年5月16日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払え。
- 2 訴訟費用は、被告らの負担とする。

3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨。

第2 事案の概要

本件は、農業用機械の販売等を目的とする被告アグリ・ヴァンティアン株式会社（以下「被告会社」という。）の従業員から被告会社の未公開株（以下、「本件株式」という。）を買い受けた■■■■の子である原告が、その買受けが、当該未公開株の売値が正当な価格に比して著しく高額であるのに、被告会社が■■■■をして売値相当の価値があるものと誤信させて売り付けた詐欺的商法によるもので、株式の購入代金名下に■■■■から金銭を詐取したものであったと主張して

① 被告会社に対しては、民法715条に基づき、同社の代表取締役であった被告福嶋■■■■（以下、「被告福嶋」という。）、同社の取締役であった被告磯部■■■■（以下、「被告磯部」という。）及び被告鳥居■■■■（以下、「被告鳥居」という。）並びに被告鈴木■■■■（以下、「被告鈴木」という。）に対しては、会社法429条1項に基づき、

あるいは、

② ■■■■からの金員詐取行為は、被告会社の固有の不法行為を構成するとして、被告会社に対しては、民法709条に基づき、被告福嶋、被告磯部、被告鳥居及び被告鈴木に対しては、民法719条に基づき、

連帯して、損害賠償金396万円（交付金360万円及び弁護士費用相当額36万円の合計額）及びこれに対する不法行為の後の日である各被告に対する訴状送達の日翌日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である（上記①②の各訴訟物は、選択的併合である。）。

1 前提となる事実（証拠を掲記しないものは、当事者間に争いがない。）

(1) 当事者ら

ア 原告は、■■■■の唯一の相続人（子）であり、■■■■が平成26年1月29日に死亡したことにより、本件請求に関する権利の単独相続をした。

■■■■は、昭和15年生まれの女性であり、後記記載の経緯により、本件株式を購入した当時、年齢は、70歳ないし71歳であった。

(甲8の1)

イ 被告会社は、平成9年3月7日に設立された会社であり、資本金の額は、1億5,000万円であり、商業登記記録上、事業目的として、農業用機械の販売、農業用プラントの製造及び販売等を掲げている。(弁論の全趣旨)

ウ 被告福島は、遅くとも平成20年1月31日から被告会社の取締役であり、平成22年3月16日から被告会社の代表取締役である。

エ 被告磯部は、遅くとも平成20年1月31日から被告会社の取締役である。

オ 被告鳥居は、平成22年9月30日から被告会社の取締役である。

カ 被告鈴木は、平成20年10月10日から被告会社の監査役である。

(弁論の全趣旨)

(2) 本件株式の売買

ア ■■■■は、被告会社の従業員である谷中■■■■から本件株式の購入に関する勧誘を受け、被告会社から本件株式（1株当たり20万円）を購入し、被告会社に対し、次のとおり、18株分合計360万円を支払った。(弁論の全趣旨)

(ア) 平成23年11月21日ころ 40万円（2株）

(イ) 同月23日ころ 60万円（3株）

(ウ) 同年12月7日ころ 20万円（1株）

(エ) 同月8日ころ 80万円（4株）

(イ) 平成24年 1月18日ころ 60万円 (3株)

(ロ) 同年 2月 7日ころ 60万円 (3株)

(ハ) 同年 4月11日ころ 40万円 (2株)

イ 被告会社は、複数の者に対し、営業行為として、自社の未公開株の購入を勧誘しており、[REDACTED]に対する勧誘もその一環であった。(弁論の全趣旨)

(3) 本件株式の譲渡に関する制限等

ア 本件株式には、その譲渡をするには、取締役会の承認を受けなければならないとの制限が付されていた。

また、本件株式は、未公開株式であったところ、本件株式売買当時、いわゆるグリーンシート銘柄としての指定を受けていなかった。なお、日本証券業協会の自主規制では、未公開株式については、価値の評価が困難であり、公開される情報も少ないことから、いわゆるグリーンシート銘柄を除き、その取引を勧誘することは原則として、禁じられていた。

(弁論の全趣旨)

イ 被告会社が、本件株式の代金の送金先として指定した口座(ゆうちょ銀行・店番018・普通口座・口座番号6846188)は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(以下、「救済法」という。)に基づき金融機関により凍結され、被害回復金の分配手続が既に終了している。(弁論の全趣旨)

2 争点及び当事者の主張

(1) 争点①(本件株式の購入勧誘行為の違法性)について

(原告の主張)

ア 被告会社による本件株式の売買は、いわゆる自社株販売型の未公開商法といえる。グリーンシート銘柄でない本件株式について、不特定多数の者に対し募集株式の発行等の手続によらずに売買することは、被告会社の情報が公開されておらず、その財務情報等に接することが著しく困

難であることから、被告会社側で、本件株式の売買が正当な価格であり、顧客が本件株式を積極的に購入する動機があったなど、本件株式が正当な売買であったことを立証しない限り、本件株式の購入の勧誘行為自体が原則として違法な詐欺商法に該当すると推認すべきである。

イ 本件では、被告会社は、本件株式の価格につき、平成21年9月30日現在で被告会社における3年後における純利益を約2億1768万円と見込んだ上で一株当たり13万5000円と評価していた。平成17年から平成22年まで一貫して赤字計上していた会社がかかる利益を計上できるはずもなく、本件株式は、明らかに20万円を大きく下回る価格であった。また、被告会社は、本件株式の勧誘に当たり、事業内容を記載したパンフレットを配布したのみであり、貸借対照表をはじめとする各種財務情報を一切提供したこともない。

ウ よって、本件株式の購入の勧誘行為は、違法行為であることは明らかであり、被告会社は、被告会社の従業員である谷中■■■■の違法行為（不法行為）につき、民法715条に基づき、原告に対し、損害賠償責任を負う。

（被告らの主張）

ア 原告の主張は、否認ないし争う。

イ 本件株式が20万円で売買されたことについては、被告会社の有する高い技術力、将来性に鑑み、適正な価格である。

株式会社ウィズダムキャピタル（以下、「ウィズダム」という。）が算出した本件株式の価格は、被告会社の当時の具体的な事業計画を勘案した上でなされたものであり、正当なものである。

■■■■は、被告会社の事業に賛同し、豊富な投資経験から自ら判断して本件株式の売買に応じた。

(2) 争点②（被告会社は、固有の不法行為責任を負うか。）について

（原告の主張）

本件株式の売買への違法勧誘は、被告会社の正常な業務とは異質な偶発的な行為であったと考えることはできず、被告会社における組織的詐欺商法の一発現であることから、被告会社は、固有の不法行為責任として、被告会社を組織・運営していた被告福嶋、被告磯部、被告鳥居及び被告鈴木
の責任とともに、民法719条、民法709条に基づき、連帯して共同不法行為責任を負う。

(被告らの主張)

原告の主張は、否認ないし争う。

(3) 争点③ (被告福嶋、被告磯部、被告鳥居及び被告鈴木の責任) について

(原告の主張)

ア 被告福嶋は、被告会社の代表取締役として、その営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、あえてこれをせず、違法な勧誘を行わせたものであるから、その業務執行について任務懈怠があり、その任務懈怠に少なくとも重大な過失があったことは明らかであるから、会社法429条1項に基づき、原告に対し損害賠償責任を負う。

イ 被告磯部及び被告鳥居は、被告会社の取締役として、被告鈴木は、被告会社の監査役として、被告福嶋の違法な業務執行を監督し、是正すべき義務があったのにこれを怠り、違法な勧誘を行うがままにしたものであるから、その職務を行うについて故意又は重過失があったといふべきであり、会社法429条1項に基づき、原告に対し、損害賠償責任を負う。

(被告福嶋、被告磯部、被告鳥居及び被告鈴木の主張)

ア 原告の主張は、いずれも否認ないし争う。

イ 被告磯部、被告鳥居及び被告鈴木は、本件株式の売買について、その勧誘行為等の全般について全く関与しておらず、資金の一部を受領したこともない。

ウ 被告磯部は、被告会社の非常勤役員で、表面的、名目的な取締役であ

り、被告会社から基本給や賞与といった金銭を受領したことはない。会社にもほとんど出社しておらず、経営に一切関与していない。

エ 被告鳥居は、被告会社の非常勤役員で、表面的、名目的な取締役であり、被告会社から基本給や賞与といった金銭を受領したことはない。被告鳥居の担当業務は、海外であり、国内の業務には一切関与していない。

オ 被告鈴木は、被告会社の非常勤役員で、表面的、名目的監査役であり、被告会社から基本給や賞与といった金銭を受領したことはない。会社にも出社しておらず、経営に一切関与していない。

(4) 争点④（原告の損害）について

（原告の主張）

ア 被告会社に対し交付し、返還を受けることのできない金額

360万円

イ 弁護士費用

36万円

本件損害額と相当因果関係の認められる弁護士費用は、少なくとも損害額の1割を下らない。

（被告らの主張）

原告の主張は、否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点①（本件株式の購入勧誘行為の違法性）について

(1) 前記第2の1前提となる事実によれば、被告会社は、営業行為として本件株式の売買の勧誘を行っていたこと、本件株式はいわゆるグリーンシート銘柄ではなく、登録を得た証券会社においては取引の勧誘を自主規制されているものであること、 は、本件株式の購入を勧誘された当時、70歳あるいは71歳とやや高齢であったことが認められる。

ところで、本件株式のようなグリーンシート銘柄ではない未公開株式の売買について、多数の者に対し募集株式の発行等の手続によらずに売買す

るにあたっては、当該会社の情報の財務情報等に接することが著しく困難であることから、当該会社側において、その未公開株式が正当な価格であり、そのほか価格以外の人的関係から、顧客が当該未公開株式を積極的に購入する動機があったなど、当該未公開株式が正当な売買であったことを立証しない限り、当該未公開株式の販売価格は、上記取引時における未公開株式の正当な価格を下回るものであり、顧客がこれを正当な価格であると誤信することを前提とした詐欺的商法であると推認され、当該未公開株式の購入の勧誘行為自体が原則として違法な詐欺商法に該当すると解すべきである。

- (2) 前記(1)で説示した観点で、本件を検討するに、証拠(甲5の1, 2)によれば、被告会社における平成21年3月期の純資産はマイナス値であり、純利益も平成17年10月期から平成22年3月期にかけてほぼ毎決算期のようにマイナス値で推移していたことが認められる。

そして、証拠(乙14)によれば、ウィズダム社は、平成21年9月30日現在で被告会社の3年後における純利益を約2億1768万円と見込んだ上で、被告会社の株式の評価額を1株当たり13万5000円と算定したことが認められるものの、前記認定した被告会社の財務状況等に鑑みれば、ウィズダム社の上記算定に合理性があると認められない上に、証拠(甲6)によれば、平成21年12月に株式の取得単価の嵩上げにより行政処分を受けたことが認められ、ウィズダム社の上記算定を採用することはできず、他に、本件株式の当時の正当な販売価格を認めるに足りる証拠はない。

被告らは、有望な事業計画や商談等の見込みがあったと主張供述し、これに沿う、証拠(乙2から乙13まで《枝番省略》、乙15から乙25まで《枝番省略》)を提出するが、本件全証拠によっても、これらの事業が実際に計画され実施に至ったとは認めることもできない。

そうすると、本件株式の価値が、売買価格である1株当たり20万円に

相当するものであったとはいえ、本件全証拠によっても、価格以外の人的関係から、顧客が本件株式を積極的に購入する動機があったと認めることもできない（被告らは、[REDACTED]が被告会社の事業に対する投資が積極的であった旨の供述をするが、これを認めるに足りる証拠もない。）。

- (3) 以上から、被告会社の本件株式購入の勧誘行為は正当な価格に比して著しく高額な価値と誤信させた詐欺商法に該当して違法であり、それ自体不法行為を構成するものと解するほかはなく、[REDACTED]に対する被告会社担当者谷中[REDACTED]の勧誘行為が不法行為に該当するという主張には、理由がある。

よって谷中[REDACTED]は、民法709条に基づく責任を負い、本件株式購入の勧誘行為は、被告会社の事業執行としてなされたことも明らかであるから、被告会社についても、谷中[REDACTED]の使用者として民法715条に基づく責任を負う。

- 2 争点②（被告会社は、固有の不法行為責任を負うか。）については、選択的主張であり、争点③において、被告福岡、被告磯部、被告鳥居及び被告鈴木の実責任が肯定された場合には、判断が不要となるので、先に争点③について判断する。

- 3 争点③（被告福岡、被告磯部、被告鳥居及び被告鈴木の実責任）について、

(1) 前記第2の1前提となる事実によれば、本件株式の譲渡については、取締役の承認を要することから、被告会社は、閉鎖会社であったと認められる。

(2) これを前提に、被告福岡の会社法429条1項に基づく責任について判断するに、被告会社の代表取締役として、被告会社の事業が適法に執行されるようにすべき義務を負っていたところ、前記1のとおり、本件株式の購入の勧誘行為は、閉鎖会社である被告会社の従業員である谷中[REDACTED]により、違法な勧誘を行っていることを是正しなかったのであるから、業務執行について任務懈怠があり、その任務懈怠に重大な過失があったというべき

であり、また、本件株式購入の勧誘行為は、被告会社の組織構成にかかわるものであるから、取締役会を構成する被告福嶋の当該業務執行の任務懈怠と[REDACTED]の本件株式購入によって生じた損害との因果関係も肯定することができる。

よって、被告福嶋は、被告会社の負う損害賠償責任について、会社法429条1項に基づいて同様の責任を負う。

- (3) また、被告磯部及び被告鳥居の責任について判断するに、被告会社の取締役として、代表取締役の業務執行が適法になされるようにすべき監視義務を負っていたところ、前記(2)のとおり、被告福嶋の業務執行につきこれを是正しなかった上、本件株式購入の勧誘行為は、被告会社の会社組織構成にかかわるものであるから、取締役会を構成する被告磯部及び被告鳥居は、取締役としての固有の任務も懈怠したこともいえ、被告福嶋とともに、被告会社の負う損害賠償責任について、会社法429条1項に基づいて同様の責任を負うというべきである。

被告磯部及び被告鳥居は、いわゆる名目的取締役であったことを根拠に会社法429条1項の責任がない旨を主張供述する。しかし、被告会社の事業が実体のあるものであり、その有望性を主張供述しながら、他方で、業務執行の意思決定機関の形骸化を主張供述するもので、それ自体矛盾しているのみならず、本件株式の購入の勧誘行為は、前記説示のとおり、被告会社の営業行為にとどまらず、被告会社の組織構成に関わるものであるから、取締役として就任しつつ、名目的取締役であったことは、むしろ任務懈怠を基礎づけるものといえ、会社法429条1項の責任を否定する根拠とはならず、被告磯部及び被告鳥居の主張を採用することはできない。

- (4) 被告鈴木の責任について判断するに、被告会社の監査役として、代表取締役の業務執行が少なくとも適法になされるようにすべき監督すべき義務を負っていたところ、前記(2)のとおり、被告福嶋の業務執行につきこれを放置し、本件全証拠によっても、本件株式の価格の相当性について、財務

関係資料等からの立証がなされていないことからすると、監査役としての固有の任務を果たしたとの立証もなく、その主張立証の見込みのないことからすると、被告鈴木は、被告福嶋とともに、被告会社の負う損害賠償責任について、会社法429条1項に基づいて同様の責任を負うというべきである。

被告鈴木は、いわゆる名目的監査役であったことを根拠に会社法429条1項の責任がない旨を主張供述する。しかし、被告会社の事業が実体のあるものであり、その有望性を主張供述しながら、他方で、被告会社の業務執行の監督、監査機能の形骸化を主張供述するもので、それ自体矛盾しているだけでなく、監査役として就任したことを認めつつ、名目的監査役であったと主張することは、むしろ任務懈怠を基礎づけるものといえ、会社法429条1項の責任を否定する根拠とはならず、被告鈴木の主張を採用することはできない。

4 争点④（原告の損害）について

(1) ■■■■■の損害について検討するに、前記第2の1前提となる事実(2)記載のとおり、被告会社に対し、360万円を交付し、その返還を受けておらず、原告は、同額の損害を受けたと認められ、その結果、本件訴訟提起を余儀なくされていることからすると、原告主張の弁護士費用相当額36万円についても、谷中■■■■■の不法行為との相当因果関係のある損害と認められる。

(2) よって、被告会社は、民法715条に基づき、被告福嶋、被告磯部、被告鳥居及び被告鈴木は、会社法429条1項に基づき、原告に対し、連帯して上記396万円の損害賠償義務を負う。

5 以上によれば、その余の点（争点②・前記第2事案の概要のうちの②記載の選択的請求）について判断するまでもなく、原告の被告らに対する請求は全部理由があるからこれを認容することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法61条を、仮執行宣言について同法259条1項を適用して、主文の

とおり判決する。

東京地方裁判所民事第15部

裁判官 澤 井 真 一

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

これは正本である。

平成 28 年 3 月 15 日

東京地方裁判所民事第 15 部

裁判所書記官 岸 俊 朗